

平成29年第2回(6月)三郷町議会
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	平 成 2 9 年 6 月 2 日																						
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場																						
開 会 (開 議)	平成29年6月2日 午前9時30分宣告(第1日目)																						
出 席 議 員	<table> <tr> <td>1番 神 崎 静 代</td> <td>2番 久 保 安 正</td> </tr> <tr> <td>3番 南 真 紀</td> <td>4番 兼 平 雄 二 郎</td> </tr> <tr> <td>5番 先 山 哲 子</td> <td>6番 佐 野 英 史</td> </tr> <tr> <td>7番 木 谷 慎 一 郎</td> <td>8番 辰 己 圭 一</td> </tr> <tr> <td>9番 山 田 勝 男</td> <td>10番 伊 藤 勇 二</td> </tr> <tr> <td>11番 高 岡 進</td> <td>12番 下 村 修</td> </tr> <tr> <td>13番 深 木 健 宏</td> <td></td> </tr> </table>	1番 神 崎 静 代	2番 久 保 安 正	3番 南 真 紀	4番 兼 平 雄 二 郎	5番 先 山 哲 子	6番 佐 野 英 史	7番 木 谷 慎 一 郎	8番 辰 己 圭 一	9番 山 田 勝 男	10番 伊 藤 勇 二	11番 高 岡 進	12番 下 村 修	13番 深 木 健 宏									
1番 神 崎 静 代	2番 久 保 安 正																						
3番 南 真 紀	4番 兼 平 雄 二 郎																						
5番 先 山 哲 子	6番 佐 野 英 史																						
7番 木 谷 慎 一 郎	8番 辰 己 圭 一																						
9番 山 田 勝 男	10番 伊 藤 勇 二																						
11番 高 岡 進	12番 下 村 修																						
13番 深 木 健 宏																							
欠 席 議 員	な し																						
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table> <tr> <td>町 長</td> <td>森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>梶 井 博 之</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>西 村 敦 司</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 部 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>水 道 部 長</td> <td>酒 田 昌 和</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>窪 順 司</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>清 水 信 義</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>安 井 規 雄</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>辰 巳 政 行</td> </tr> </table>	町 長	森 宏 範	副 町 長	梶 井 博 之	教 育 長	池 田 朝 博	総 務 部 長	加 地 義 之	環 境 整 備 部 長	西 村 敦 司	健 康 福 祉 部 長	大 西 孝 浩	水 道 部 長	酒 田 昌 和	教 育 部 長	窪 順 司	会 計 管 理 者	清 水 信 義	総 務 課 長	安 井 規 雄	企 画 財 政 課 長	辰 巳 政 行
町 長	森 宏 範																						
副 町 長	梶 井 博 之																						
教 育 長	池 田 朝 博																						
総 務 部 長	加 地 義 之																						
環 境 整 備 部 長	西 村 敦 司																						
健 康 福 祉 部 長	大 西 孝 浩																						
水 道 部 長	酒 田 昌 和																						
教 育 部 長	窪 順 司																						
会 計 管 理 者	清 水 信 義																						
総 務 課 長	安 井 規 雄																						
企 画 財 政 課 長	辰 巳 政 行																						

行政委員	代表監査委員	瓜生英明
	選挙管理委員会委員長	田淵友一
	公平委員会委員長	藤原佑二
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	大内美香
	議会事務局長補佐	小村雄一
町長提出議案の題目	同意第 3 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 4 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 5 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 6 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 7 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 8 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 9 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 10 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 11 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 12 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 13 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	承認第 6 号	平成 29 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
	議案第 26 号	平成 29 年度三郷町一般会計補正予算（第 1 号）
	議案第 27 号	平成 29 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 28 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	議案第 29 号	三郷町保育料等徴収条例の一部改正について
	議案第 30 号	平成 29 年度町道勢野 166 号線（東信貴ヶ丘跨線橋）補修工事請負契約の締結について
	議案第 31 号	平成 29 年度県水配水池（4,000 m ³ ）耐震補強及び緊急遮断弁設置工事請負契約の締結について
	議案第 32 号	財産の取得について
	議案第 33 号	財産の取得について
報告第 2 号	平成 28 年度繰越明許費繰越計算書について	
報告第 3 号	寄附の受け入れについて	

議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の 氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 10番 伊藤 勇 二 11番 高 岡 進

平成 29 年 第 2 回 (6 月)
三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 29 年 6 月 2 日
午 前 9 時 3 0 分 開 議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 3 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 4 同意第 4 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 5 同意第 5 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 同意第 6 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 7 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 8 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 同意第 9 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 10 同意第 10 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 11 同意第 11 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 12 同意第 12 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 13 同意第 13 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 14 承認第 6 号 平成 29 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号) の専決処分について
- 第 15 議案第 26 号 平成 29 年度三郷町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 16 議案第 27 号 平成 29 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 17 議案第 28 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 18 議案第 29 号 三郷町保育料等徴収条例の一部改正について
- 第 19 議案第 30 号 平成 29 年度町道勢野 166 号線 (東信貴ヶ丘跨線橋) 補修工事請負契約の締結について
- 第 20 議案第 31 号 平成 29 年度県水配水池 (4 , 000 m³) 耐震補強及び緊急遮断弁設置工事請負契約の締結について
- 第 21 議案第 32 号 財産の取得について
- 第 22 議案第 33 号 財産の取得について
- 第 23 報告第 2 号 平成 28 年度繰越明許費繰越計算書について

- 第 2 4 報告第 3 号 寄附の受け入れについて
- 第 2 5 提案理由の説明
- 第 2 6 一般質問

開 会 午前 9時30分

〔開会宣告〕

議長（深木健宏） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第113条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、平成29年第2回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（深木健宏） 町長から招集の挨拶がございませう。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第27号によりまして、平成29年第2回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本町には、古代より大陸文化の窓口として栄えた難波と大和をつなぐ重要な古道であった龍田古道がございませう。昨年11月に包括連携を協定した大阪府柏原市と本町で現在、この古道の日本遺産登録を目指しているところであります。日本遺産の登録は、観光や産業面からも地域のブランド化が期待でき、地方創生、地域活性化につながるものであります。今後、限られた範囲である「道」としてだけではなく、より範囲を広げて日本遺産登録を目指してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改めまして、本定例会に提出いたします議案でございませうが、同意案件11件、承認案件1件、議決案件8件、報告案件2件の計22件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（深木健宏） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第127条の規定により、10番、伊藤勇二議員、11番、高岡 進議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（深木健宏） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月9日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(深木健宏) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月9日までの8日間に決定しました。

[議案朗読]

議長(深木健宏) 次に、日程第3、「同意第3号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から日程第24、「報告第3号、寄附の受け入れについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐(小村雄一) 朗読いたします。

日程第 3 同意第 3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 同意第 4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 同意第 5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 6 同意第 6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 7 同意第 7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 8 同意第 8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 9 同意第 9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第10 同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第11 同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第12 同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第13 同意第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

いて

- 日程第 1 4 承認第 6 号 平成 2 9 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 日程第 1 5 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度三郷町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 2 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 2 9 号 三郷町保育料等徴収条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度町道勢野 1 6 6 号線（東信貴ヶ丘跨線橋）補修工事請負契約の締結について
- 日程第 2 0 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度県水配水池（4, 0 0 0 m³）耐震補強及び緊急遮断弁設置工事請負契約の締結について
- 日程第 2 1 議案第 3 2 号 財産の取得について
- 日程第 2 2 議案第 3 3 号 財産の取得について
- 日程第 2 3 報告第 2 号 平成 2 8 年度繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 2 4 報告第 3 号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（深木健宏） 日程第 2 5、ただいま朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、同意第 3 号から同意第 1 3 号まで、「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を一括してご説明申し上げます。

これらの案件につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会委員の選出方法がこれまでの選挙制と市町村長の任命制の併用から市町村長の任命制に変更となったことによるものであります。

今回、現行の委員が本年 7 月 1 4 日に任期満了となることから、新制度に基づき、農業に関してすぐれた識見と豊富な経験を有しておられる上田治男氏、瓜生芳永氏、大川喜代次氏、岡田哲夫氏、坂本定義氏、下村 修氏、谷口誠男氏、森田昭男氏、安井富男氏、山本茂男氏、吉岡義則氏の 1 1 名を任命いたしたく、農

業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、「承認第6号、平成29年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」であります。

本会計におきまして、平成28年度の収支に赤字が生じたことから、平成29年度において繰上充用の措置を行うため、本年5月31日付をもって専決処分を行ったものであります。

内容といたしましては、当初予算に2億4,435万7,000円を追加し、補正後の予算総額を2億6,551万3,000円としたもので、歳出では前年度繰上充用金で、歳入では諸収入で、同額をそれぞれ計上したものであります。

次に、「議案第26号、平成29年度三郷町一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

当初予算から7,816万2,000円を減額し、補正後の予算総額を103億7,183万8,000円とするものであります。

まず、歳出といたしまして、総務費では、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業におきまして、今年度は自治会活動に対する助成で2団体、自主防災組織に対する助成で1団体が採択されたことから、自治振興費で440万円、消防費の防災費で80万円をそれぞれ計上するものであります。

また、クールビズなど、これまで本町が取り組んでまいりました、さまざまな地球温暖化対策事業を地域と連携して総合的に推進するため、国が主導するクールチョイスの普及啓発事業を実施することとし、企画費で500万円を計上するものであります。

ちなみに、クールチョイスとは、ここ100年で日本の平均気温は約1度上がりました。温暖化の大きな原因はCO₂の排出。環境に配慮していないもの・ことを選ぶことで家庭や事業所等からのCO₂の排出量がふえてしまったのです。これ以上温度が上がると、地球はもう回復できない傷を負う可能性があります。そこで、消灯、温度設定、節水などのふだんの行動に加え、車、家電、住宅など身の回りのものを選ぶとき、これからの目線で、そして未来のために、今選ぼうというものであります。

また、町県民税特別徴収税額の通知につきまして、平成29年度分より納税義務者の個人番号を記載することが法令で義務づけられたことから、個人番号の適

切な管理を図るため、簡易書留による発送経費として賦課徴収費で157万7,000円を計上するものであります。

次に、民生費では、奈良県が推進する介護給付適正化計画に基づき、認定調査及び総合事業をより適切に行うため、当該業務に携わる臨時職員を雇用する賃金として老人福祉総務費で192万8,000円、共済費として総務費の一般管理費で31万1,000円を計上するものであります。

また、保育士の確保や待機児童の解消を目的に国において保育士等の処遇改善処置が行われることに伴い、保育システムの改修が必要となることから、児童福祉総務費で118万4,000円を計上するものであります。

次に、土木費におきまして、国庫補助金であります社会資本整備総合交付金が、昨年度に引き続き今年度におきましても当初の見込みから大幅な減額となり、事業計画を変更することとなったことから、道路橋梁費で9,036万2,000円を、交通安全施設費で300万円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳入では、歳出で説明いたしましたクールチョイス普及啓発事業に伴い、国庫補助金で500万円を、また、保育士等処遇改善に伴うシステム改修として、国庫補助金で118万4,000円をそれぞれ計上するものであります。また、社会資本整備総合交付金事業におきまして、本年度も要望額に対し内示額が大幅に減額となったことから、国庫補助金で5,135万円を、町債で3,780万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、コミュニティ助成事業の採択に伴い、雑入で520万円を計上するとともに、財政調整基金繰入金を39万6,000円減額することで収支を合わせるものであります。

次に、「議案第27号、平成29年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

当初予算から1,256万6,000円を減額し、補正後の予算総額を30億1,505万3,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、本会計で負担する拠出金等の確定に伴いまして、後期高齢者支援金で502万4,000円を減額する一方、前期高齢者納付金で65万4,000円を増額し、老人保健医療費拠出金で10万円、介護納付金で809万6,000円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳入におきましても、各拠出金等の確定に伴いまして、国庫負担金で4

31万4,000円、国庫補助金で127万1,000円、療養給付費交付金で11万9,000円をそれぞれ減額し、県補助金で127万1,000円を減額するものであります。

なお、前期高齢者交付金の額確定に伴い、同交付金を1,576万2,000円増額し、基金繰入金で2,135万3,000円を減額することにより、収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第28号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、国家公務員の育児休業に関する人事院規則の改正に伴うものであります。

内容としましては、育児休業の再取得や延長等を行うことができる特別の事情に「保育所における保育の実施を希望して申し込みを行っているが、当面その実施が行われないうとき」を追加するものであります。その他児童福祉法の改正に伴い、養子縁組里親が法定化されたことから、所要の改正を行い、交付の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第29号、三郷町保育料等徴収条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、保育料の負担軽減を拡充するため行うものであります。

主な内容としましては、市町村民税非課税世帯について、第2子以降を無償とするとともに、市町村民税所得割課税額が7万7,101円未満のひとり親世帯及び教育認定世帯について負担軽減を行うものであります。あわせて、児童福祉法の改正に伴う所要の文言整理を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとし、本年4月分の保育料から適用するものであります。

続きまして、「議案第30号、平成29年度町道勢野166号線(東信貴ヶ丘跨線橋)補修工事請負契約の締結について」であります。

本案につきましては、近鉄生駒線をまたぐ東信貴ヶ丘跨線橋について、老朽化が進んでいることから、橋梁の補修工事の請負契約を締結するものであります。

当該跨線橋については、近畿日本鉄道株式会社が所有する鉄道用地にあり、鉄道の運行安全を考慮した施工計画の検討や線路封鎖等の作業が必要となることか

ら、同社関連会社である大阪市天王寺区上本町5丁目7番12号 近鉄北ビル3階、近鉄軌道エンジニアリング株式会社 取締役社長 鈴木 考を契約の相手方とし、消費税を含め7,519万9,581円で請負契約を締結するもので、平成30年2月の工事完了を予定しているものであります。

続きまして、「議案第31号、平成29年度県水配水池(4,000m³)耐震補強及び緊急遮断弁設置工事請負契約の締結について」であります。

本案につきましては、信貴ヶ丘浄水場内にある県水配水池について、耐震補強工事を行うとともに、地震等により水道管が破損したときに水道水が流出しないための遮断弁を設置する工事の請負契約を締結するものであります。

今回、一般競争入札の結果、五條市原町212、株式会社安部日鋼工業奈良営業所 所長 樋口剛弘を契約の相手方とし、消費税を含め2億3,914万5,480円で請負契約を締結するもので、平成30年3月の工事完了を予定しているものであります。

続きまして、議案32号及び議案第33号、「財産の取得について」であります。

これらの議案につきましては、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

両議案につきましては、町立小中学校におけるICTによる教育支援を推進するため、電子黒板等の備品としてマルチタッチスクリーン液晶ディスプレイ16台、文教用デジタルビデオカメラ16台、また、児童生徒が使用するタブレットPC等の備品260台を購入するものであります。

今回、8社による指名競争入札の結果、大阪市淀川区宮原1丁目2番33号、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社関西社 社長 宮澤俊樹を相手方とし、電子黒板等備品については消費税を含め822万5,280円で、タブレットPC等備品については消費税を含め2,313万2,304円で財産購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「報告第2号、平成28年度繰越明許費繰越計算書について」であります。

まず、平成28年度一般会計補正予算に定める繰越明許費といたしまして、総務費で個人番号カード関連事務交付金、民生費で臨時福祉給付金事業、農林業費で地方創生拠点整備交付金事業の計3事業で総額8,985万2,000円を翌年度へ繰り越したものであります。また、下水道事業特別会計におきましても、

公共下水道事業で 9,272 万 3,000 円、流域下水道事業で 183 万 9,000 円、総額で 9,456 万 2,000 円を本年 3 月 31 日付で翌年度に繰り越したいたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

最後に、「報告第 3 号、寄附の受け入れについて」であります。

大阪ガスグループの小さな灯運動の一環としまして、同社奈良地区支配人 速水英樹様からカラフル積み木 1 セットを子育て支援センターちいすてっぷにご寄附をいただきました。心より厚くお礼を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議いただき、承認、可決賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（深木健宏） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（深木健宏） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。（別紙 1 頁～ 5 頁）

以上でございます。

議長（深木健宏） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（深木健宏） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開、10 時 20 分。

休 憩 午前 9 時 57 分

再 開 午前 10 時 20 分

議長（深木健宏） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（深木健宏） 日程第 26、一般質問を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第 55 条、同一議員につき、同一の議題について 3 回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制

限)第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしく願いいたします。

それでは、3番、南 真紀議員。一問一答方式で行います。

3番(南 真紀)(登壇) 「町立図書館出入口付近の喫煙場所の撤去を」ということについて、本日、質問させていただきます。

三郷町立図書館は、子どもからお年寄りまでたくさんの方が利用しています。住民から、図書館の出入り口付近に喫煙場所を設置しているため、たばこを吸う人がいて、子どもや赤ちゃんを連れて入りにくい、受動喫煙もあるので喫煙場所をなくしてほしいという要望があります。

2003年5月から受動喫煙の防止を含む健康増進法が施行されています。官公庁施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとうたわれています。法律の施行から14年がたちます。この住民の要望に対して町の考えをお答えください。

議長(深木健宏) 窪教育部長。

教育部長(窪 順司)(登壇) 失礼します。それでは、南議員の1問目のご質問にお答えいたします。

図書館には小さい子どもから高齢者の方まで幅広い年代の方々が来館され、本の貸し出しや読書をする場としてだけでなく、快適な憩いの空間として多くの町民の方々に利用いただいております。その快適な環境を提供するため、図書館では、開館当初から館内は禁煙とし、喫煙される利用者は、屋外の2階玄関横と地下1階玄関横の2か所に灰皿を置き、喫煙場所として一定の配慮を行っているところです。

しかしながら、多くの方々が出入りする玄関付近での喫煙は、受動喫煙が社会問題として深刻化する中で、屋外の場所にあってもたばこの煙の流れによっては健康に悪影響を引き起こすことも懸念されることから、現状の出入り口付近に設置する2か所の灰皿は撤去いたしました。しかしながら、利用者の中には、喫煙される方で長時間図書館を利用される方もおられることから、受動喫煙に配慮した場所に喫煙場所を検討いたします。

以上でございます。

議長（深木健宏） それでは、続きまして2問目の質問に移ります。3番、南 真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 続きまして、「小中学校のトイレの洋式化推進を」ということについて、質問させていただきます。

トイレは、家庭で洋式化が進んでいることもあり、全国の小中学校も洋式化を進めています。文科省での昨年の11月の調査結果では、公立小中学校のトイレ洋式化率は全国で43.3%ですが、トイレ整備に対する全国の教育委員会の聞き取り調査では、各学校で今後洋式便器を多く設置する方針が全体の約85%でした。

昨年、小林製薬が行った小学生トイレ実態調査では、約6割の子どもが学校で大便をするのは抵抗を感じており、そのことに関して大きく二つの原因があり、一つ目は恥ずかしいからという周囲の目、二つ目は和式トイレが苦手というトイレ環境です。特に和式トイレの多い学校では、和式トイレ特有のトイレ環境が学校のトイレで大便をするに大きな抵抗を生み出しているようですと結果報告をしておられます。

三郷町も学校トイレの洋式化を推進すべきと思います。今の現状とこれからの計画をお答えください。

議長（深木健宏） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、南議員の2問目のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、文部科学省の調査によりますと、公立小中学校における洋式トイレの普及率は、平成28年4月1日現在、全国平均が43.3%に対し、奈良県は34.9%と全国を下回っているものの、本町における普及率は45.3%と、全国平均よりも若干上回っており、生駒郡内では安堵町45.2%、平群町38.6%、斑鳩町22.9%となっております。

また、直近の本町における各学校別の普及率をしてみると、本年5月1日現在、三郷小学校では28.2%、三郷北小学校では64.3%、仮設校舎での三郷中学校では100%となっており、全体で約57%の普及率となっております。

なお、三郷小学校の普及率28.2%が他校に比べ低くなっておりますが、議員もご承知のとおり、平成29年度予算で説明いたしましたとおり、今年度及び

次年度の2か年計画で既存の和式トイレ14か所を洋式に改修する予定をしております。

また、現在施工中の三郷中学校の新校舎では、全てのトイレを洋式化する予定をしており、平成31年4月には本町における小中学校の洋式トイレの普及率は約70%となる見込みであります。

なお、今後につきましても、残存する和式トイレが壊れた場合は便器を洋式に変更するなど、トイレの洋式化を引き続き推進してまいります。

以上でございます。

議長（深木健宏） 2問目の質問は終了しました。

3番、南 真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、1問目の質問をさせていただきます。中学校の校舎建てかえのため、4月から奈良学園大学内の仮設校舎での生活が始まっていますが、一定の期間がたって仮設校舎での生活が落ちついたところに、一度、仮設校舎での生活や通学、クラブ活動などについて困ったことがないか、気づいた点など生徒達の声を直接聞く必要があると思っておりますが、町の考えはいかがでしょうか。

議長（深木健宏） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えいたします。

本年4月より奈良学園大学のグラウンド内に建設した仮設校舎での学校生活が始まり、はや2か月が経過いたしました。議員もご承知のとおり、4月10日月曜日に行いました入学式では、奈良学園大学の体育館をお借りし、同大学のマーチングバンド部による迫力ある演奏で191名の新入生を歓迎していただいたところでございます。

その後、生徒達も徐々に仮設校舎にもなれ、新しい環境になれつつあるとの報告を学校長より受けております。

また、心配しておりました不登校生徒及び心に悩みを持つ子ども達の教室確保につきましても、大学側との協議により、仮設校舎に隣接している10号館の一部を利用させていただくことができ、ほかの生徒がいる仮設校舎と一定の距離が保たれていることから、今のところ大きな問題はなく、子ども達は比較的落ちつ

いた状態で学校生活を過ごしています。

しかしながら、仮設での建物ということもあり、子ども達の間では、廊下を歩くと音が響くなど多少の不満は感じていることもあるようです。また、スクールバスでの通学やクラブ活動の練習場所など、今までと違った環境下で子ども達は学校生活を送っています。

以上のことから、教育委員会といたしましても、できるだけストレスを和らげ、負担の軽減に寄与するためには生徒の声を聞くことが有効であるとの考えから、全校生徒を対象にアンケート調査の実施を予定しております。なお、実施の時期につきましては、1学期中に本調査を行い、回収後、問題点や対応策を検討し、できる限り対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、2問目のごみ減量化の目標値達成のための具体的なとりくみをとということで質問いたします。

地球温暖化や環境問題への対処としての循環社会の形成を目指す施策の一つとして、三郷町も一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、ごみの減量化・資源化の向上に向け取り組んでいるところですが、2015年度（平成27年度）の1人当たりのごみ排出量は、269キログラムの目標値に対して287キログラムと、18キログラム多くなっています。

昨年12月の一般質問で久保安正議員がこの数字についての評価と計画達成のための取り組みについて取り上げました。そのときの町の答弁は、「平成27年度に実施した可燃ごみの組成調査の結果、ごみ全体のうち古紙類が約13%、プラスチック類が約9%、手つかず食品が約10%、食べ残しを含む厨芥類が約27%を占めている。古紙・古布類はさらに分別収集や集団回収を促進する必要がある。プラスチック類は対象品目や洗浄の程度がわかりにくい面があると思われるので、もっと丁寧な説明が必要。食べ残しのごみ化と同時に食品ロスの削減を呼びかける必要がある」というものでした。

食品ロス、食品廃棄物の問題では、2015年に公表された農水省の実態調査によると、まだ食べられる食品の廃棄物が一般家庭から312万トン出ています。三郷町でも平成27年度の可燃ごみの組成調査では手つかずの食品が約10%、

28年度の調査では約5.2%という結果になっています。年度や地域によってもかなり差があるようですが、食品ロスの削減ということは、全国的に、また地球規模でも問題になっていますことから、まだ食べられる食品をごみとして出さないよう呼びかけることが大切なことだと思っています。

ただ、三郷町の可燃ごみの減量については、古紙類とかプラスチック類のさらなる分別収集の促進が効果的だと思われます。特に古紙類については、可燃ごみの割合が最も高く、平成27年度の調査では約13%、平成28年度の調査では約17.7%となっており、古紙類のさらなる分別収集や集団回収を促進することが今の三郷町のごみ減量化の重要な課題であり、それをすることが減らすことの早道だと思います。

可燃ごみの日に段ボール箱にごみを入れて出しているのもよく見かけますし、小さな紙くずなどもつついごみ箱に捨ててしまいがちです。包装紙やパンフレットなど再生可能な雑紙や本、雑誌なども、分別して集団回収や町の古紙類の回収日に出すようにもっと啓発することが必要だと思います。

また、プラスチック類については、対象品目やプラスチック類の洗浄の程度について、わかりやすく説明していくことが大切だと思います。例えばマヨネーズの容器などはなかなか洗うのが困難で、汚れているからということでごみ箱に捨てる。中には熱心にすごいたくさん水を使ってきれいにされてから出しているというような声も聞きますけれども、少し汚れているとどうしても燃えるごみに入れてしまうということになっていますが、実は、そんなに丁寧に洗わなくてもいいんだということになっていますので、その辺をもっとみんなに啓発してもらったら、それはかなり減ると思います。私も前はちょっと汚れていたらごみ箱に放っていたんですけれども、少し汚れを取る程度でいいんだということを知ってからは、プラスチック類、廃プラのほうに入れてますので、そうすることでかなりそっちのほうがふえて、可燃ごみのほうが減っています。そういうことから、可燃ごみを減らすためにはそういうことが大事だと思います。

それについては、さっき、私が初めに言いましたように、12月の一般質問で久保議員に対して町はそういうことが必要だと答えておられますね。それは12月議会だったんですが、今年度になってから町民に対して何か働きかけがあったのかというと、今のところ働きかけはないわけです。そういうことも踏まえて、今年度、この答弁についてどのように具体化しようと考えているのかということ

についてお答えいただきたいと思います。

議長（深木健宏） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 神崎議員の2問目のご質問にお答えしてまいります。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における1人当たりのごみ排出目標量達成のための取り組みについて、平成27年度に実施したごみの組成分析調査と28年度の結果をあわせ検討すること、また、プラスチック類を一例に挙げ、ごみの出し方について丁寧な説明が必要である等の回答をさせていただきました。

まず、組成分析調査は、各年度とも振興住宅地と旧集落地から1地域ずつを選定し、可燃ごみの中に含まれる古紙類、古布類、プラスチック製容器包装などの資源の量を把握し、ごみの減量の可能性を検討するため実施させていただいたところです。

2か年の結果から、三郷町全体を推定した可燃ごみの組成（内訳）を見てみますと、減量化が可能なごみである古紙類は、可燃ごみとして出されたごみのうち、27年度が13.4%、28年度が17.7%、プラスチック製容器包装は、27年度が8.4%で、28年度が6.8%、調理くずや食べ残しなどの厨芥類、生ごみですが、27年度が27.5%、28年度が33.5%、手つかずの食品は、27年度が10.3%で、28年度が5.2%という状況でございました。

このように、結果的には多少のばらつきがありますが、これらのごみが可燃ごみの大半を占めておりまして、どのように減量するかが課題であると、このように思っております。

住民の方々には、今まで以上にごみ問題に関心を持っていただき、協力していただくことが可燃ごみの減量化、ひいては排出目標を達成することにつながり、また、資源化率は徐々に高まってきているところですが、さらに向上させる方向にもつながるものと思っております。

そのためには、ごみの減量化が必要な理由を明確にし、その方向性をわかりやすく住民の方々にお示ししていく必要があると考えております。まずは、組成分析調査からわかってきた本町のごみの実態をお知らせすることから始めたいと考えております。資源化できるごみや食品ロスが多く含まれていることなどもお知らせすることで、住民の方々にも一緒に考えていただける出発点にしていただけたらなど、このように思っております。一方、35年度の稼働目標でありますごみ処

理の広域化についても、経費負担の関連から切り離して考えることはできません。

これらの発信方法については、まだ現在検討中ではありますが、写真や図を多く使いつつ、目にとまりやすくわかりやすいを第一に工夫しながら、なるべく早い時期にお知らせできるよう準備してまいります。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 全国から見ると物すごい先進地がいっぱいありまして、たまたま、この間、5月31日の朝日新聞の夕刊にこういうごみの減量化に取り組んでいるところの記事が載りまして、奈良県では斑鳩町の取り組みが載っております。そういうのを見ますと、三郷町ではまだまだこの分別収集をどうのこうのって、どうのこうのと言ったらおかしいんですけど、古紙類とか、そういったところでまだなかなか徹底ができていない。けども、進んでいるところでは食べ残しの食品、そういうものも資源にしていこうというような取り組みもされているということで、本当に進んでいるところにも学んでやっていかなあかなと思います。

とにかく皆さんに出してもらうために啓発を進めるというようなことですが、古紙類については、分別収集はわかっているけれども出している方もいると思いますので、その辺についてはもっとしっかり、例えば生ごみとかいうのを段ボールに入れて出さないような対策、もちろんカラスが来るということで出されているんだと思いますけれども、別の対策をすることによってそういうことをしないようにしていくとか、透明な袋に入れて自分のごみに責任が持てるような、そういった取り組みなんかも考えていただきたいなと思いますが、そういったことについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（深木健宏） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 神崎議員の再質問にお答えします。

27年度、28年度に実施いたしました組成分析調査は、可燃ごみに含まれている、先ほどから申しておりますように、紙であったり布であったり廃プラなどを把握して、これらのごみについていかにして減量していくのか、資源化できるものを燃やさないためにはどうやっていったらいいのかということを検討するために行っております。

調査結果につきましては、議員のほうでもいろいろご紹介ありましたけども、

約 58% は資源化対象物と考えられます。この資源化対象物のうち、調理くずとか食べ残しなどの厨芥類、この生ごみ類は約 53% 含まれておりますけども、これを即効的に資源化に結びつけることは難しいのかなと、このように思っております。

ただ、古紙類が資源化対象物の約 27%、廃プラ類が 13% 含まれておりまして、これだけで約 40%、資源化に回せるものを燃やしているという現状がわかってまいりました。こういったことから、分別収集であったり、再生資源集団回収のさらなる活用であったり、こういったことをアピールしていくことが可燃ごみの減量につなげていけるのかなと、このように思っております。

先ほどからおっしゃっていただいているように、まだ食べられるのに廃棄される食品、食品ロスについては、それぞれの家庭の生活スタイルが違いますので、影響される部分も大きいと思います。

三郷町では、まずもって、当初の回答で申し上げましたように、実態をお知らせするというところから始めていきたいなと思っておりますし、もったいないという言葉がキーワードに他の団体でされているような事例を紹介していければなど、このように思っております。

それから、今後の課題ですけども、ごみの出し方についてもご提案いただきました。これについては、住民さんのほうにご協力を求めていかなければならないのかなと、このように思っておりますけども、まず 1 点目は段ボールによるごみ出しの問題です。ご存知のように段ボールも有価物でありますので、資源物として出していただけるように。2 点目は不透明の袋によるごみ出しがまだ多くあるということです。透明や半透明の袋を活用していただくことによって、今後の調査でどのようになるかわかりませんが、分別意識の向上につながるのかなと、このように思っております。この 2 点については、今後の検討課題として今現在持ち合わせているところです。

以上でございます。

議長（深木健宏） 2 問目の質問は終了しました。

1 番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、2 番、久保安正議員。

2 番（久保安正）（登壇） 清掃業務の入札について質問をいたします。

まず、質問に入る前に、添付資料ということでつけてある資料に、まことに申

しわけございません、誤りがありますので、資料の数字の訂正をお願いいたします。清掃業務の三つ目のふれあい交流センター・児童館のところの「設計予定価格（税抜き）」、この欄が247万9,883円となっていますけれども、申しわけありません、税込みを書いてしまいました。ここの数字は229万6,188円に訂正をお願いいたします。それと、請負率のところですが、90.7となっていますけれども、この請負率を98.0に訂正をお願いいたします。申しわけございません。よろしく申し上げます。

それでは、質問させていただきます。役場庁舎、それから福祉保健センター、図書館、ふれあい交流センター、これは児童館を含んでおりますけれども、この四つの施設の清掃業務の入札は3年ごとに行われます。2年目、3年目は落札した業者と随意契約によってその年度の金額を決めております。清掃業務は、毎日行う日常清掃と、それから床のワックスがけや窓ガラス拭きなどの臨時清掃、この二つを合わせて清掃業務というふうになっております。この清掃業務の費用のほとんどが人件費である。これは皆さんも清掃を見ておればわかることだと思います。ほとんどが人件費です。

町のほうに私から試算をお願いしました。落札業者の取り分である管理費、それから利益、これは無視して、落札金額を全て清掃に当たっている人の人件費に充てるとして、日常清掃業務の1時間当たりの賃金はどのくらいになるかということで、町のほうに試算をお願いいたしました。その結果、町から出た数字は、図書館が1時間当たり1,368円、保健福祉センターが1,347円、ふれあい交流センターが1,638円、役場庁舎が915円というふうに試算が示されました。

清掃業務の入札については、適正な手続を踏んでおります。しかし、適正な手続を踏んだ結果ではあるんですけども、役場庁舎の清掃業務の落札金額が低い。落札価格は設計予定価格に対して56.9%です。落札価格が全額人件費に充てられたと仮定して日常清掃業務の年間総額は、これも町に試算をお願いしたんですけども、167万5,020円とのであります。年間フルに働いて年収が200万円以下をワーキングプアというふうに言っております。毎週月曜日から金曜日までフルに働いても170万円弱にしかならない。官製のワーキングプアが生じていると言わざるを得ないと思います。役場庁舎の清掃業務ですね。

業務は違いますけれども、役場庁舎の警備業務でも同様に1時間当たりの賃金を

町に試算してもらいますと、夜間で808円、日直で927円。これは落札金額が全部働いている人に回ったとしての試算です。落札した業者の管理費とか取り分、利益一切は見えていません。無視しています。業務は違ってますけども、役場庁舎の警備業務も、役場庁舎の清掃業務と同様に低額になっています。

まず、このワーキングプアの問題が一つです。

それから、図書館と福祉保健センター、ふれあい交流センター、この3施設についての各業者の入札価格ですけども、設計予定金額は事前公表されておられません。それにもかかわらず、この3施設については、落札者の有限会社みさとだけが予定価格以下です。他の業者は全て予定価格以上となっております。私はこの結果には不自然さを感じざるを得ません。事前公表されていないはずの予定価格が漏れて談合が行われたのではないかという疑いを私は持たざるを得ません。

以上、こういうことから清掃業務の入札方法について再検討すべきだと思いますが、いかがでしょう。今行われておる入札がちゃんと手続にのっとって行われていることは十分承知をしておりますけど、結果から見てこういうことが起きている。何らかの検討を入札業務においてすべきじゃないかというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

議長（深木健宏） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼します。それでは、久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

庁舎等の公共施設における清掃業務の発注方法につきましては、業務の継続性・確実性を考慮し、競争入札は3年に1度としております。初年度は競争入札の結果により契約を締結し、2年目及び3年目は、初年度における契約の相手方と随意契約を締結できるものとしております。

2年目、3年目の契約金額につきましては、設計書、仕様書の見直しを行った上で、初年度の契約相手方から見積書を徴取し、設計金額に初年度の請負率を適用した金額と見積金額とを比較し、低いほうの金額をもって契約金額としております。

庁舎の清掃業務は、平成28年度当初に指名競争入札を行っており、請負率は56.9%と低価格での落札となっております。しかし、業務が粗雑になる等の支障は生じておらず、適切に行われております。

議員のご指摘のとおり、清掃業務はその業務の性質上、人件費に係る費用が委

託料の多くを占めておりますが、受注者は業務時間等、仕様内容を確認した上で応札した結果であり、最低賃金法に基づく賃金は確保されているものと解釈しております。

しかしながら、入札の結果、清掃員の単価が明らかに最低賃金を下回るような場合には、落札者に対して賃金の聞き取りを行う等、何らかの対応は必要であると考えております。

次に、役場庁舎以外の3施設の入札について、落札業者だけが予定価格を下回っていることに不自然さを感じるというご質問でございますが、入札の執行につきましては、適正な事務手続により進めております。また、清掃業務の入札は、予定価格の事前公表は行っておらず、そのため予定価格を上回る価格で応札されることもあり得ることから、不自然な入札結果とは考えておりません。

以上のことから、清掃業務の入札方法の見直しにつきましては、現段階におきまして検討することは考えておりません。

以上です。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 入札の手続は適正に行われております。けれども、結果としてこういうことが生じているわけですから、何らかの検討をすべきじゃないかというふうに思います。例えば指名業者の問題です。指名業者をどうするかという問題が一つはあろうかと思えます。そういうことを含めて、それから、これはほとんどが人件費、働く人に回る人件費ですから、自治体によっては最低制限価格を設けているところもあろうかと思えます。あるいは公契約条例ですか、等々を定めている自治体とかもあろうかと思えます。そういうふうに、この業務について何らかの改善をする必要があると私は思っています。

この入札が不自然だと私が思うことをもう少し述べます。資料をごらんいただきたいんですけども、図書館、有限会社みさとが98.7%の請負率。福祉保健センター、有限会社みさと87.2%の請負率。ふれあい交流センター・児童館、有限会社みさとが98%の請負率。役場庁舎、株式会社ホープ56.9%の請負率。参考資料ですけども、役場庁舎の警備業務、株式会社ホープが65.1%の請負率になっています。

ちなみに、落札業者の次の価格の業者、全て奈良ビケンという会社です。この五つの施設とも奈良ビケンというところですよ。この奈良ビケンが図書館900万

円で、これ、予定価格の104.5%です。福祉保健センター、奈良ビケン、420万、103.2%。ふれあい交流センター・児童館、奈良ビケン、260万円、113.2%です。人件費だから普通は大体同じ比率をはじめと思うんです、どの清掃業務であろうと、どこであろうと。ところが、役場庁舎は、奈良ビケンは58.1%なんです。それから役場庁舎の警備業務、奈良ビケン550万、65.3%です。施設によって、こちらが公表してないわけですね、設計予定価格は。それに対して何でこれほど。人件費というのは大体変わらないはずなんですよ。

もう一つ。株式会社ホープです。役場庁舎を落札している株式会社ホープですけど、役場庁舎、56.9%、それから役場庁舎の警備業務は株式会社ホープ、これで65.1%です。ところが、ふれあい交流センター・児童館の入札にはホープも参加しているんです。270万円です。これがホープです。117.6%です。片やでは50%台の請負率、片やでは117%。見たらおかしいと思わざるを得ないでしょう。おかしいなと思うのが普通だと思うんですよ。

繰り返し言いますが、手続は適正に行われております。ですけども、この結果はおかしいじゃないかと。清掃業務については、全体がおかしいんじゃないかというふうに私は思います。ですから、先ほど、現在適切に行われているから検討はしませんということでしたけども、再度お聞きします。私は清掃業務の入札については何らかの検討をすべきだと思いますけど、再度お答えください。

議長（深木健宏） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、久保議員の再質問にお答えさせていただきます。

最初ありました低入札に対する対策といったところで、最低制限価格を設けたらいいのではないかといったお話がありました。その中で、最低制限価格につきましては、清掃業務に最低制限価格を設けている団体もございます。三郷町といったしましては、この最低制限価格といいますのは、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法なんですけども、この規定から適正な施工が通常見込めない契約を防止するためといったことから設けておるものでありますので、清掃業務につきましては、該当しないという判断のもと、適用しておりません。

そして、今後も設定する予定はないのですが、会計検査院等も最低制限価格というのは競争性を失うのではないかといったような意向を持っておる中でありま

すので、そのあたりは慎重に考えていきたいなと思っております。

それから、先ほどの清掃業務の4施設の入札結果についてのお話なんですけども、業者を指名しているわけなんですけど、その業者がほとんど変わらない中で、低入札の入札もあれば、高請負率のものもあるといったことで、これは逆に、今、いろいろ業務の違いもあろうかと思っておりますので、その中で競争性が働いているものであるというふうにも考えられると思っております。今後につきましても、引き続き入札の結果につきましてもは注視させていただきまして、その動向を確認していかせていただきたいと思います、このように考えております。

以上です。

議長（深木健宏） 再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 繰り返しになりますけど、先ほど再質問で申し上げた、この入札結果を見たら明らかに不自然でしょう。

これはさっき触れなかったと思うんですけども、役場庁舎の警備業務では非常に低価格で落札しているホープさんが、ふれあい交流センターにも参加しているんですけども。これは言いましたっけな、全部。非常に高い。ホープさんは、図書館、保健福祉センター、ふれあい交流センター、全部高いあれで参加している。それで、もう一つは、これはさっき言わなかったんですけど、役場庁舎には、みさとさん。これも言いましたっけ。言いましたね。280万で81.7%で参加している。

それは、当然、個々の清掃でもとりたいということで、これは低価格でいこうということで出てくると思う、業者にとってここだけは絶対とりたいという。ですけど、清掃業務ですよ。大体同じ金額をはじく、普通入札するときにはね。例えば人件費なんか、特に同じ金額ではじくわけですね。積算するとき、払わなきゃいけない人件費というのは、どの業務であろうとほとんど変わらない。同じ業務の中でですよ。清掃業務の中ではほとんど変わらない。何で差をつけていくかというと、例えば会社の管理費とか、そういうもので差をつけていくものだと思うんですよ。

もちろん町としては、安くて質の高い業務をやってくれるのが一番ありがたい話ですけども、この清掃業務、各施設のやつを見ると、非常にいびつじゃないですか。片やめちゃくちゃ安い。片や1社だけが予定価格以下で、あとは全部予定価格以上と。どう見たっておかしいというふうに私は思います。

今お聞きしても、多分、これ以上の答弁はないと思いますので、再度お願いしておきます。清掃業務については検討していただきたい。これは3年に1回ですから、今度は、28年、29年、30年、31年か。ちょっと先の話ですけども、十分時間もありますから、しっかり、もう一度検討していただきたいということで、質問を終わります。

議長（深木健宏） 2番、久保安正議員の質問は以上を持って終結します。

それでは、5番、先山哲子議員。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の質問に入らせていただきます。「童謡の町三郷町」として質問させていただきます。

三郷町在住の武鹿悦子さんは、著名な児童文学作家であり、また、皆さんよくご存知のきらきらぼしの作詞家としても大変有名な方です。町制施行50周年事業の一環として、昨年、武鹿さんのきらきらぼしの童謡歌碑が図書館の玄関前に設置されまして、また、町長みずからの手づくりのきらきらぼしオルゴール水車も町のシンボルとして設置されました。これはただいま調整中であります。

文化のまち三郷町をもっと町内外に広く知ってもらうため、童謡のまち三郷町としてPRするお考えはありますでしょうか。何か企画などお考えがあるようでしたら、見解をお聞かせいただきたいと思います。例えば星の会では、会の方たちが中心となって、毎年、図書館の視聴覚室でコンサートを実施されておりまして、大変盛況であります。また、これとは別に何か企画などお考えはないでしょうか、お聞かせください。

議長（深木健宏） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、先山議員のご質問にお答えいたします。

武鹿悦子さんは、詩集「ねこぜんまい」や童謡集「こわれたおもちゃ」などで日本童謡賞など数多く受賞され、代表作のきらきらぼしは、現在も世代を超えて全国の多くの方々に歌い継がれています。また、平成19年には図書館に500冊を超える児童図書を寄贈していただき、館内に設けた武鹿文庫コーナーには日々多くの方々にご利用いただくとともに、童謡コンサートや講演会などで三郷町の文化振興に多大な貢献をいただいております。

このことから、三郷町では、武鹿さんの功績をたたえとともに、童謡を通して子ども達に美しい日本語を伝えたいという武鹿さんの願いを込めてきらきらぼしの歌碑を図書館敷地内に建立し、心のふるさとである童謡が三郷町で定着する

礎となることを目指しております。

また、武鹿さんの米寿を祝し信貴山下駅前に設置したオルゴール水車は、定期的にきらきらぼしのメロディーが流れ、懐かしい童謡の魅力も伝えるなど、童謡を身近に感じていただける取り組みを行っているところであります。

そのような中、本年度は図書館が開館20周年を迎えることから、童謡活動グループ星の会による童謡コンサートを予定しているほか、新しい企画といたしまして、子ども達で構成するコーラスグループのイベントなども計画しております。

今後も、国・県や一般財団法人日本童謡協会などの関連団体とも連携を図り、あらゆる機会を通じて広く町内外へアピールし、魅力ある童謡のまちづくりを推進してまいります。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 武鹿さんが三郷に住まれて、もう30何年ですか、こういう著名な方がせつかくいらっしゃるのに、これは町の宝、財産とも言えるわけです。50周年に絡めてやっとできたということで、むしろ遅過ぎたのではないかと思います。

武鹿先生は大変有名な方でありますので、三郷町以外で県外でも講演を頼まれて、あっちこっちで講演されておりました。せつかく歌碑もできて、オルゴールの水車小屋もできて、ただつくっただけではもったいないと思うんですよね。それで、内外にこれからPRしていくとおっしゃいましたが、星の会だけはずっと今までどおりやっているわけですけれども、もっと大きな企画とか、もっとPRできるものがないかということで質問させていただいたわけです。

私もいろいろと調べましたが、これはあくまでも私個人の案としておしゃべりさせていただきたいと思うんですけれども、由紀さおりさん・安田祥子さん、この姉妹は有名な方で、全国でいろいろコンサートもやっておりますが、特に童謡のコンサートで有名な方であります。皆様ご存知と思います。実は、隣の斑鳩町に10年間にNPOの障害者施設を建設するに当たって、由紀さおりさんに手紙で訴えたところ、賛同いただきまして、それから今年で10年目のコンサートですが、毎年、無償で来ておられます。いろんなコンサートと絡めて、お二人がゲストとして来られております。いかるがホールですから、経費、音響、あと施設使用料とか、その程度のチケット代はそれで販売しているわけですけれども、

すぐ完売になっております。今年は8月3日にありますので、私も行こうと思ってチケットも予約いたしました。

こういった童謡歌手として有名な方を呼べないかなと思ったんです。お二人は、ビジネスですから、そういったお金もうけはよそでしていただくとして、こういった趣旨、うちは童謡のまちとしてやっていこうという趣旨であれば、そういうことを訴えられたら、割合安価で来ていただけるのではないかなという考えも持っております。それで、幸いなことに、武鹿悦子先生は、このお二人が幼少のころからの知り合いでございます。ぜひ、もしそういう予定をするのであれば、武鹿先生にもちょっと一肌脱いでいただいてお声がけしていただくとか、童謡のまちとして三郷町はやっていくんだということを熱く訴えれば、何かいろいろと実現可能になるのではないかなと思っております。

それと、私もいろんなことやコンサートを今まで企画してまいりましたが、わざわざ東京から呼ぶと宿泊費、交通費もプラスアルファで支払わなくてはなりません、ギャラ以外にね。町としては、斑鳩町には無償で来ておられますけれども、三郷町の場合はちょっと難しいかなとは思っています。近場の関西のコンサートに絡めて来たときに来てもらうようにセッティングすれば、結構安く来ていただけると思います。町のコンサートもそういった方法でいろいろ工夫して安価で来てもらっているのもあるわけですから、ぜひこういったことも検討していただけないかなと思っております。

その場合に星の会のコンサートと一緒にセッティングすれば、より一層いいのではないかなという考えも持っております。

このことについて、このお二人を呼ぶことも含めて、そういった企画は考えられないかということをお答えいただきたいと思います。町の答弁のあとに町長としてのお考えもぜひお聞かせいただきたいと思います。

議長（深木健宏） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、先山議員の再質問にお答えいたします。

いろいろご提案をいただきました。由紀さおりさんにおきましては、本当に日本でも有名な童謡歌手の一人ですので、今お聞きしましたように、武鹿さんともお知り合いという部分がありましたら、またその辺を武鹿さん、また星の会さんともお話をしまして、いい企画ができるか検討を重ねてまいりたいと思いますのと、ほかにもいろんなチャンネルがないか、いろいろ探りながら検討してまい

りたいと思います。

議長（深木健宏） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、先山議員の質問にお答えしたいと思います。

今、教育部長が申しましたとおりで、先ほども申しましたけれども、魅力ある童謡のまちづくりを推進していくと教育部長は申しておりますので、私はそれについて行こうと思っております。

実際には、星の会の皆さんから、童謡のまち三郷町ってどうよって、よく言われました。ありがとうございました。ちょっと笑っていただくところなんですけれども。それで、やはり武鹿悦子さんが本当にすばらしい方であるということは私は認識していましたけれども、三郷町自体でどれだけの方が知っておられるのかなと、これがやっぱり気になっていたところなんです。

50周年にも合わせましたのと、武鹿悦子さんの米寿のお誕生日、12月20日やったんですけれども、それに合わせて、今はとまっているオルゴール水車も作製させていただいて、まず三郷町の中からみんなにこんなにすばらしい方が三郷町におられるんですよという機運を醸し出していったところでございます。

ですから、これからは三郷町の方々が、住民さんにたくさんわかっていただきましたので、これからはもっともっとそこへアピールして行って、三郷町にはこういうすばらしい方がおられます、そして童謡のまちでありますということを教育委員会ともども頑張らせていただこうと思っておりますので、どうぞよろしく願います。ありがとうございました。

議長（深木健宏） 質問、いいですか。それでいいですか。

（「結構です」の声あり）

議長（深木健宏） それでは、5番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終了します。

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 25 分

再 開 午後 1 時 00 分

議長（深木健宏） それでは、休憩を解き、再開いたします。

6番、佐野英史議員。一問一答方式で行います。

6番（佐野英史）（登壇） では、議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

第1問目、王寺周辺広域市町村圏協議会の現状と活用について。合併以来、あまり大きな活動は見えておりませんが、現行でも予算に30万円ほどの負担金を計上しております。この王寺周辺広域市町村圏協議会は、昭和45年に生まれて、生駒郡と北葛城郡の連携と発展のために活動してきたものと思います。

私がこの質問をしようと思ったのは2点ございます。王寺駅のほうにも今ポスターを張っていますように、北葛城郡4町で定住促進の連携、定住イベントを設けております。あのとき、あのポスターを見て思ったのは、ああ三郷町は関係ないんだと。この西和地域というのは、王寺周辺広域市町村圏協議会に代表されますように、やはり王寺を中心として北葛城郡、三郷町、生駒郡等とともに発展してきた地域だと思えます。奈良県の中でも大阪に近いということで、非常に潜在能力のある地域だと思えます。少子高齢化という課題はありますけども、まだまだ西和地域の潜在力というのはあると思えます。

もう1点、衆議院の選挙区の区割りが見直しされようとしております。答申の中では北葛城郡が新しく2区に編入されるという形になっております。北葛城郡と生駒郡が同じ選挙区になるということはほぼ確定の路線というか、そういう意味では、今まで国政の選挙区が違ってきて、あるいは川を隔てて地域が違うというふうなことではなくて、恐らく今まで以上の連携というものの動き、活動が見えてくるのではないかと思います。

そういう意味で、現状で王寺周辺広域市町村圏協議会がどのような活動をし、どのようなテーマを持って協議をしているのか、教えてください。

議長（深木健宏） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼します。それでは、佐野議員の1問目にお答えさせていただきます。

広域行政につきましては、住民の通勤・通学などの日常生活圏の広がりや情報化の急速な進展などにより、市町村が取り組むべき政策課題は市町村の枠を超えてますます広がっており、小規模な市町村では、専門性や財政面といったことから、単一の自治体だけでは実施が困難となる事案も多くあるのが現状であります。

このように、広域的な視点からまちづくりや行政課題の解決を図る必要性が高まる中、市町村がそれぞれの行政区域を越えて共同で事業を行うことでさまざまな行政サービスを効率的・効果的に実施できることから、各町の町長及び議長の14名を構成員として昭和45年に王寺周辺広域市町村圏協議会を設立し、生駒

郡と北葛城郡の連携及び発展のため活動を行っております。

これまでの協議会での取り組みといたしましては、予防接種の町医・学校医に関する契約等を行っておりますが、現在は主に介護や福祉をテーマとして協議を行っております。中でも、病児保育や成年後見制度の導入に向けた取り組みにつきましては、本町がリーダーシップをとりながら関係機関との調整を図っているところであります。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

6番（佐野英史）（登壇） では、再質問させていただきます。

今、部長のほうから答弁ありましたように、成年後見制度あるいは病児保育ということは、今までも一般質問等、委員会とかでも質問があって、提案があったことを7町連携で進めていこうという話を今、事務方で協議をしていただいていることは評価できると思います。

先ほどおっしゃったみたいに、通勤圏、情報化によっていろいろ変わってきていると。特に最近では、三郷町も関係しておりますが、奈良県自体が市町村間の連携を強化していくように、奈良モデルというシステムを使って奈良県のほうが支援をしていただいているという枠組みというのもございます。それは別にこの西和7町というものにこだわらず、機動的にいろんな各テーマごとに連携ができるようになっていくものと思います。冒頭の町長の提案の中にも柏原市との龍田古道の日本遺産化ということもありましたように、町長も積極的に7町という枠組みではなくて新たにテーマごとにいろんな市町村との連携を進めております。

この王寺周辺広域行政圏を広域行政という観点から、奈良県のホームページでは、この市町村圏の振興の基本方針とか重点プロジェクトというのを掲げてあるんですけども、それだけではなくて、これからもっと連携ができるような課題というのは多くあると思います。今、北葛城郡のほうが進めております移住プロジェクトもそうですし、観光による地域振興というのも、今、森町長が積極的に進めておりますように、観光という観点でも広域行政、西和地域の連携というものは恐らく町単独でやるよりも相乗効果が生まれるのではないかと思います。

その点につきまして、これから未来に向けて町としてはどういうふうなことを考えているのか、お聞かせください。

議長（深木健宏） 加地総務部長。

総務部長(加地義之)(登壇) 失礼します。議員のおっしゃるように、この広域7町の枠組みにとらわれず、必要に応じた地域間連携の枠組みを模索していくことも必要であり、観光施策を連携して実施することで、その地域全体の魅力のアップを相乗的・効果的に図れるものと我々も考えております。

このような中、近年、三郷町では王寺周辺広域市町村圏協議会の枠組みだけにとどまらず、さまざまな地域間連携に積極的に取り組んでおります。具体的には、王寺町、香芝市、大阪府の柏原市と連携して実施しております2市2町広域観光ルートの整備、生駒郡4町で連携して実施しておりますツーデーウォーク、大阪府柏原市との包括連携協定の締結など、これらの施策から、この地域に住んでみたい、また住んでよかったとっていただき、最終的には定住化の促進につながるよう努めているところでございます。

また、県におきましても、地域間連携を強く推し進めており、その重点施策であります奈良モデル補助金を三郷町でも積極的に活用し、ごみ処理の広域化や大和川周回ジョギングルートの整備、税のコールセンターの活用、公会計システムの策定など、さまざまな枠組みでの広域連携による事業に取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、近隣市町村、県との連携はもちろん、民間との協働も視野に入れまして、地域の魅力向上、地域の振興にさらに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(深木健宏) 再々質問を許します。

6番(佐野英史)(登壇) 今、部長からご答弁いただきましたように、西和7町にとどまらず、積極的にこういう課題を考えて広域的に連携をしていきたいということですが、私は奈良県の中で西和地域というのが一番ポテンシャルのある地域ではないかなと思って、そういう場合、大阪から見ても、生駒市、奈良市も確かに大都市なんですけども、環境とか、あるいは交通、通勤圏ということを考えますと、やっぱり王寺駅というのは非常に大きな財産だと思います。そういう意味では、私はこの地域において王寺町と三郷町がリーダーシップをとって積極的にこれからの厳しい時代に対して明るい未来を築いていただければと思っています。その点は町長も役所の職員にも頑張っていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

以上です。

議長（深木健宏） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。6番、佐野英史議員。

6番（佐野英史）（登壇） では、2問目の質問に移らせていただきます。全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用について。

まず最初に、Jアラートという緊急情報システムというのができまして、今はLアラートというものも運用されているわけですが、Lアラートにつきましては、今年度から奈良県が運用に参加するということです。この点につきまして、もしかしたら部長の答弁には入っているかもしれませんが、質問につきましては、Jアラートのほうを中心に質問させていただきます。

三郷町では防災無線のデジタル化等を進めて、少しでも聞き取りやすいようにという形で取り組んではいますが、行政防災無線等につきましては、日常的にテストを行っているんですけども、Jアラートについては、日常的にはどのような点検やテストを行っているのでしょうかということと、最近ではJアラートといえばミサイル飛来の可能性ということで注目されておりますけども、Jアラートというのは震度5以上の地震や津波とか自然災害も対象にしてあって、それぞれにおいて警告音が違ってきます。

広報等、文書等で情報伝達方法について周知することも大事なんですけども、恐らく耳からこの音を聞いていただく、あるいは国が主催しておりますJアラートを使った訓練等に参加をしている自治体によりまして、自治体が管理している行政防災無線等では聞き取れる情報も、Jアラートになると聞き取りにくい部分があるとかいうふうな結果が出ているという地域もあるとお聞きしております。

そういう意味では、このJアラートについても、一度、住民の皆さんも含めた中での訓練、テストをやってみてはどうかと思いますので、その点につきまして今の現状をお聞かせください。

議長（深木健宏） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼します。それでは、佐野議員の2問目にお答えさせていただきます。

全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用についてのご質問であります、まずは、Jアラートにつきましてご説明いたします。

Jアラートとは、国が覚知した津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル発射情

報など、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を人工衛星を介して瞬時に都道府県及び市区町村に伝達し、人手を介さず町内各所に設置している防災行政無線のスピーカーから24時間体制で自動的に放送し、住民の皆様に瞬時に伝達するシステムのことです。

平成25年9月の全国一斉のテストにおきましては、アナログの防災行政無線であったこともあり、全国で2か所だけJアラートが作動しなかった1か所に入ってしまうといった不名誉な事象もありましたが、平成27年4月にシステムをデジタル化したことによりまして、現在は万全の態勢で臨んでおります。

また、本町におけるJアラートの点検及びテストにつきましては、毎年度、国の緊急地震速報を受信した際の行動訓練及び全国一斉情報伝達訓練の機会を捉えて、Jアラートから本町防災行政無線への情報伝達についての点検及びテストを実施しています。直近では、平成28年11月の広報紙に訓練を実施する旨の告知をした上で、11月4日に緊急地震速報の訓練放送を、また11月29日には全国一斉情報伝達訓練の実施をしたところであります。

なお、議員もご承知のとおり、緊急地震速報時の警報音と弾道ミサイル落下時等国民保護に係る警報のサイレン音とは区別されております。本町の訓練では国のJアラートを用いた情報伝達訓練の実施例に従い、通常のチャイム音に加え、訓練である旨の放送試験を行っているところであります。

今後、Jアラートを用いた訓練を実施する場合においても、有事の際に使用される警報音を一斉放送することは、混乱を招くおそれがあることから使用できないと考えておりますが、弾道ミサイル落下時等国民保護に係る警報のサイレン音につきましては、本町のホームページにリンクしております内閣官房国民保護ポータルサイトより試聴することができます。また、本町のホームページでも試聴できるように更新しておりますので、お試しいただければと思います。なお、今後におきましては、その旨を広報等により周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 2問目の質問は終了いたしました。

6番、佐野英史議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） では、議長のお許しをいただきまして、今回、私、管理不全建物への対応についてということで質問させていただきます。

リフォーム工事が長期間中断された状態にある勢野地区のあるマンションが、建材が剝離し落下する危険な状態にあるという知らせを聞き、私も現地に確認に行きました。さらには、窓を覆っている木製のパネルが外れて足場に引っかかっていたこともあったとの話を聞いています。

このマンションの前の道路は小学校の通学路であり、場合によっては通学中の小学生の頭上にこのような重量物が落ちてくる可能性も十分あった事例であると思われ、少し飛んで線路に落ちていれば、大きな電車事故につながりかねない重大な状態であったと言えます。

このような空き家を初めとした建造物が管理不全ゆえに周囲に危険を生ずる状態になっているときに、一般的に町としてどのような対応を予定しているかを教えてください。

また、このマンションについて、その手順に沿って対応することができたのか。できなかったのであれば、どのようなことが原因で対応できなかったのかを教えてください。その障壁になっていた内容いかなんでは、条例制定・改正等を検討すべきではないかと思いますが、町の認識はいかがでしょうか。

以上です。

議長（深木健宏） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 木谷議員のご質問にお答えします。

まず、ご質問にあります勢野地区の管理不全となっているマンションへの対応の経過についてご説明させていただきたいと思っております。

本マンションの改修工事の着手時期は明確ではございませんが、平成27年の夏ごろから工事が休止するという事態が始まりました。当時、その理由を確認いたしましたところ、施工業者間でのトラブルが原因であったようでございました。

その後も着手・休止を繰り返したため、町からは安全対策の指導を行うとともに、工程について説明を求めてまいりました。工程につきましては、その都度、完了予定の報告を受けておりましたが、ご存知のとおり、現在もなお完了していない状況でございます。

昨年度には強風により足場のネットが剝がれたり、窓を覆っている木製パネルが外れたりすることが数回あり、そのたびに工事業者を初め所有者に対しても行政指導を行い、是正していただいた経緯がございました。

本件につきましては、県の建築課にも相談いたしました。建築確認申請を必

要としない改修工事であるため、法的効力を持った指導ができないとのことでありました。また、労働基準監督署にも問い合わせたところ、現場が動いていない状況での指導はなかなか難しいものであるという報告をいただいております。

今回のご質問でございます、このような空き家を初めとした建造物が管理不全ゆえに周囲に危険が生ずる状態となっているときに、一般的に町はどのような対応を予定しているのか、また、その対応ができなかったのであれば、どのようなことが原因で対応できなかったのかということでございますが、現在のところ、法律に依存する対応が不可能な中、町としては、現建物が空き家と同等の状況であるとの判断のもと、三郷町空き家等の適正管理に関する条例を適用し、対応しているところでございます。

本条例では、所有者は近隣住民の生活環境に支障を及ぼさないように努めるとともに、管理不全とならないよう適正に管理しなければならないと規定していますが、管理不全な状態であると認めるときは、所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができるとしており、これに基づき安全管理の徹底について指導を行っているところでございます。

今後とも、本マンションについては、随時、状況把握を行うとともに、住民の方々からの情報提供もいただきながら監視に努めるとともに、所有者等に対して自発的な安全管理に努めるよう申し入れてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） 今回の状況の整理をいただきまして、ありがとうございました。

今回のマンションについて、三郷町空き家等の適正管理に関する条例に基づいて指導・助言を行っていたというふうにお聞きいたしましたところですが、ちょっとこれに関しては確認なんですけども、危険が生ずるといいますか、例えばパネルが現に外れかかっているというような状況があった場合に、それに対して代執行であるとか、ある程度強制力を持ったような対応ができるのかできないのかということをお聞かせいただけたらと思います。

議長（深木健宏） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 木谷議員の再質問にお答えいたします。

あくまでも個人の財産は個人でその財産を管理というんですか、守っていただかなければならないというのが基本であると思っております。そうであったとしても、今回の場合、適正な管理実態が見られないということで、条例に基づき指導してきたところです。

条例によりますと、まずもって、その危険な状態ということを確認した場合は助言・指導を行います。指導を行った後、なお改善が見られないということになりましたら、次に行うのが勧告でございます。勧告を行って、それにも応じないとなれば、今度は期限を定めて命令を行います。命令を行っても、なおかつそれに応じないことになりましたら、その所有者であったり、命令した内容を公表してまいります。と同時に、緊急安全対策措置といたしまして、所有者等と協議の上、代執行するのかもしれないのかという協議に入ってまいります。どうしても所有者等で対応できないとなりましたら、第三者機関を使いまして代執行を行って、それにかけた費用を徴収していくというふうな流れになります。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再々質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） 今回、最終的には代執行等もあり得るということで答弁いただいたように思いますけれども、現に危険が生じているときに、それを防がなければいけないというときに、段階をもちろん踏んでいく必要があるところもあると思うんですけども、そこに時間をかけていて大丈夫なのかどうかというようなところ、もし課題と考えていただけるようでしたら、また何か検討していただけたらと思います。

今回取り上げたような管理不全な空き家だけではなく、人が住んでいても管理が行き届かずに老朽化して危険が生じている建物であったり、また、例えば自宅の敷地内にごみを堆積させるなどして周辺環境に悪影響を及ぼすといった事例が全国的にも問題となっております。これに対して行政として何ができるかというのは、先ほど答弁にもございましたとおり、個人の財産権との衝突の場面でもありますので、難しいところですけども、既に取り組みをして成果を出している先進自治体も存在しております。

このような問題は、高齢による認知症が原因となっている場合も多いと言われておりまして、今後、三郷町でも高齢化が進むにつれて問題が出てくるものと思われれます。今のうちから空き家・非空き家を問わない管理不全建物に対する総合

的な対策を検討していただきたく、質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（深木健宏） 7番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、8番、辰己圭一議員。

8番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり一般質問をさせていただきます。

スマートフォンを使った、道路や公共施設の危険箇所を投稿できる無料アプリの活用について、お尋ねさせていただきます。

私が議員になってから、町民の方から道路等の危険箇所や公共施設の損傷などを相談されることが多々ありますが、まだまだ私が知らない危険箇所はあると思います。町民の方とたまたま世間話をしていて、道路の危険な箇所があると聞いたんですけども、そのときに、なぜ役場に言わないのかと聞いたところ、どこの課に相談したらいいのかとか、私一人が言ってもねとか、そういう声を聞いたりしていました。

誤解のないように言うておきますけども、昨年も今年の初めも私が相談を受けた危険箇所のところに関しては、当時担当されていた、名前を出していいかわからないんですけども、水口課長には即座に対応していただきまして解決しております。その課を率いておられます西村部長、この場をおかりしてお礼申し上げます。ありがとうございます。

町民の方が危険箇所をもっと簡単に通報できる何かいいものがないかと、私、調べていたところ、これは一例ですけども、Fix My Street Japanという会社が運営するスマートフォンを使って危険箇所を投稿できる無料アプリがありました。これは、危険箇所、問題箇所に遭遇したときにそのアプリを起動して写真を撮影し、そしてGPSで自動的に場所が特定されまして、そこにコメントを添えてボタン一つで状況が伝わるというものです。

つまり、町民と行政が協力して、例えば道路の破損、落書き、街灯の故障、不法投棄またはスズメバチの巣の発見等、その地域の課題をスマートフォンを使って解決・共有していくための仕組みでございます。

町民にとっての利点は、問題箇所に気づいたら開庁時間外でも投稿できまして、電話でうまく細かく説明する必要もなくなります。また、行政が目の届きにくい箇所を町民の方から指摘してもらうことで、きめ細かい対応が可能となり、現地

の映像や状況説明などの投稿により、町職員の方は現地に行く前に状況がつかめ、初動効率も図れると思います。

ぜひ、この三郷町での導入を考えていただきたいと思うんですけども、町としての考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（深木健宏） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼します。それでは、辰己議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、町民の方々からの道路等危険箇所の通報窓口は本町ホームページの「道路に関する通報について」に掲載しておりますとおり、建設課の直通ダイヤルやファクスにてご連絡いただくことになっております。しかし、電話であれば本町の開庁時間内でなければ受け付けができないことから、ホームページ内のお問い合わせフォームをご利用いただくことで、24時間いつでも情報提供していただくことができ、また担当部署が不明の場合は企画財政課において適切に所管する部署に引き継ぐ環境を整えております。

議員ご指摘のとおり、道路の破損にとどまらず、落書きや街灯の故障、不法投棄、公共施設の危険箇所等、地域課題は多様化しており、月1回を基本に、不定期ではありますが、道路パトロールを初めとする点検等を行っておりますが、範囲が広いため、きめ細やかな対応は難しくなっているのも事実であります。そのことから、スマートフォンアプリを活用することで、地図や写真により事前に現場確認ができることによる初動対応の迅速化や、住民と自治体が協働で課題解決を行うことによる管理業務の効率化が図れるものと思われれます。

一方、無料アプリを利用する自治体側には、一定のランニングコストが必要となり、事前にアプリをスマートフォンにダウンロードし、実際に投稿していただける方がどの程度おられるかについて、費用対効果の面から十分な検討が必要であると考えています。また、今後発生する自治会要望とアプリからの要望との整合性や、不適切な投稿が多くなされ、通常業務に支障を来す場合も想定されます。

このようなことから、先進的な道路や公共施設等の管理にスマートフォンアプリを活用している自治体の利用実績や取り組み事例を参考にしながら、アプリ導入の検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

8番(辰己圭一)(登壇) 前向きに考えていただいているということで捉えさせていただきます。ありがとうございます。

確かに、電話で問い合わせる方、直接役場に来られて相談される方もおられますし、そこにホームページ画面からメール投稿できればなおいいと思うんですけども、ただ、私が今説明させてもらいましたこのアプリのすごいところというのは、先ほども言いましたけど、ボタン一つで全ての状況が伝わるということです。これは国が推進されているオープンデータの利活用の一つなんですけども、これからこういったものがどんどん広がっていくと思うんです。今のところは、このアプリを採用されている自治体は、全国で奈良県生駒市も含めまして5か所採用されています。

それから、独自にこれとよく似た通報アプリをつくられているところもあるんです。例えば京都市のみっけ隊というアプリなんですけども、これは京都市独自で約2,000万のお金をかけてつくられているんです。なかなかこのアプリは費用がかかるので、そこまで僕は求めていないんですけども、その点、私が勧めるこのアプリというのは、自治体が算入することで、それは管理の費用が要るので少々のお金はかかりますけども、自治体が採用しなくても町民の方は誰でも無料で投稿できるので、もし今後、三郷町の問題箇所の投稿が一つ、二つ、三つと上がってくるようであれば、行政としては無視できないんじゃないかなと思います。

今後、調査も兼ねてこのアプリの採用を検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。最後に答弁いただいて私の質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長(深木健宏) 加地総務部長。

総務部長(加地義之)(登壇) 失礼します。それでは、辰己議員の再質問にお答えさせていただきます。

今お話ありましたように、アプリを使用されている自治体というのが、近隣では生駒市、それから、たまたま友好都市の安曇野市も使われております。安曇野市等にも問い合わせもしておりますので、今後、そうした先進事例のある部分がかかりありますので、その辺を参考にして検討はしていきたいと思います。

その中で、まず差し当たって、ホームページからの危険箇所というのがお問い合わせフォームに今ありますが、それをより活用しやすくするために、ホームペ

ージの中でもトップページのほうにバナーを張りつけるなどして、住民の方々によりわかりやすく、より使いやすいものに改善していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 8番、辰己圭一議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

月曜日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしく願いいいたします。

本日は、これで散会します。皆さん、ご苦労さんでございました。

散 会

午後 1時38分